

文獻資料紹介

《第75回》

楠川農業小組合規約書

山本秀雄

楠川区有文書は上屋久町楠川区が所有する

藩政時代から近年までの文書・記録類、全五百十七点で、江戸時代には楠川村の庄屋が、明治以後は区長が職務として管理し現在に伝えるもので、その時代の屋久島の政治・経済・社会を知ることのできる唯一の地方文書であり、南島史の根本史料の一つであることは周知のとおりである。(昭和四十八年、上屋久町指定文化財)。

農業小組合は、今でいう農業協同組合のようなもので、当時は公の機関がなかつたため、このようにグループでもつて農業の発展を図つていた。他村でも同様の組合が存在したかもしれないが、残念ながら資料がなく確認できぬ。

二十四カ条にわたる内容をみると、農業技術の改良普及のための情報交換と學習(談話会、夜学)や実務(農舎、堆肥場、肥料溜の設置)をはじめ、夏は四時、冬は六時の朝起き、夜十時までの夜業の奨励など、近代国家を建設しつつあつた明治期の「勤勉貯蓄」の時代精神が、屋久島の一村にまで行き渡つて

した際につくられたもの。

いたことが窺われ、胸打たれるものがある。勤勉貯蓄の項で、貯金積立方法を、五ヵ年間、毎月一戸から金一錢づつを集めて貯金することとしているが、これだと五年間で六十錢(利息別)の積み立てしかできない。規約で一日の賃金を大工職四十錢、女性日雇い二十錢等と定めているあたりからすると、月一錢という貯金額は低すぎるようにも感じられるが、このことは逆に、当時の屋久島の農村に現金収入がなく、各農家に金錢がいかに乏しかつたかを示しているともいえるだろう。この組合は、恐らく長くは続かなかつたとみられるが、成功したからこそ、原点に返る必要がなかつたのかもしれない。

明治三十六年四十二月起

楠川農業小組合規約書

人民惣代 長友平四郎

農業小組合規約

第一条 本組合ハ上屋久村楠川部内ニ壹ヶ年
以上住居シ、壹家ヲ治メ納稅義務アリシ農

業者ヲシテ組織スルモノトシ、農業改良及
勤勉貯蓄ノ方法ヲ設ケ、農業発達ヲ実行ス

ルヲ目的トス。

第二条 本組合ヲ上屋久村農業小組合ト称ス。
第三条 本組合ニ於テ実行スルベキ事業左ノ
如シ。

第一項 談話会開設スル件
第二項 種物交換ヲナス件

第三項 農舍及堆肥場肥料溜ヲ設置スル件

第四項 勤勉貯蓄方実行ノ件

第五項 夜業規定ヲ設置スルノ件

第六項 雇賃金一定ニ行フノ件

第七項 副産物増殖ノ方法設置スル一定

第八項 諸節句ノ交際及其他ノ交際方法
ノ件

定置スル件

第四条 前三条中各項ニ関シ実行スペキ事業
左ノ如シ

一本組合ノ談話会ハ年二回トシ、之ヲ二

月及八月ニ於テ農談話会ヲ開設ス。開会
ノトキ必ス一戸ヨリ一名宛出席スル事。

若シ事故アルトキハ其旨組長ニ届出ヅベ
シ。本組合員ニ於テ自保ニ欠席シタルト
キハ一回毎ニ金参拾五錢宛ヲ納入致サス
ベキモノトス。但シ開会ヲ伸縮スモ妨ナ
シ。

二 種物交換ノ希望者ハ、現品壹株ニ付壹
割増シヲ以テ交換スル事。又代價ヲ以テ
支払フ場合ハ、双方ノ相談ニ涉ルモノト
ス。但シ同価値ノ品物ハ此限ニアラズ。

三 肥料ハ本組合中必ズ五人以下共同シ
テ購入スルモノト雖モ、成ル可ク金肥ニ
代用スル肥料各農家ニ於テ之ヲ製造使
用ヲナス事。

四 雜草ヲ堆精スルトキハ、馬屋ノ内又ハ
居宅外ニ堆肥場ヲ設ケ堆精シ、決シテ雨
洒シニセサルモノトス。

五 肥料溜ノ完備セザル農家ハ、必ズ一戸
ニ付壹個以上設備スルモノトス。但シ肥
料溜ノ保管方ハ、屋外ニ置クト雖モ井土
及飲水ノ定メタル場所ヲ除キ、土藏及板

屋ヲ設ケ、外ニ腐敗ノ臭氣発セサル様保
存致シ置クモノトス。

第五条 勤勉貯蓄ノ方法ハ勤檢貯蓄ニ依ル。
貯金積立ノ方法左ノ如シ。

一 貯金積立ハ明治三十七年度ヨリ向フ
五ヶ年間ヲ期シ、毎月壹戸ヨリ金壹錢宛
賦課シ、貯蓄金ヲ行フ事。

第六条 夜業ハ陰曆九月ヨリ翌年三月ニ至ル
男子武拾歳以上三十歳未満ノ者ニシテ夜
學舎ヲ設ケ、之ニ入学シ、普通学及農工商
漁業改良方法ヲ学ビ、共同シテ諸般民政研
究方ヲ勉励シ、又余暇アルトキハ何事ニテ
モ夜業ヲナス。又三拾歳以上ノ男子ニアリ
テハ自家ノ用具ヲ製造ス。女子ハ裁縫夜學
舎ヲ定メ、之ニ教師ヲ置キ、学ビテ衣類ノ
原料衣類等ヲ製造、尙ホ余暇アルトキハ家
内ノ清潔方ヲナスモノトス。但シ夜業時間
ハ毎夜拾時迄トス。

第七条 日雇賃金ハ左各項ニ依リ支払ヒ、必
ズ自由ニ規定外ニ仕払フベカラザル事。定
額左ノ如シ。

一大工賃金一日ニ付	金四拾錢
二木挽賃金一日ニ付	金四拾錢
三桶職賃金一日ニ付	金三拾五錢
四鑛治職賃金一日ニ付	金四拾五錢
五疊刺賃金一日ニ付	金三拾錢
六普通日雇賃金一日ニ付	金武拾錢
七女日雇賃金一日ニ付	金武拾八錢

求メ、貯積スルモノトス。

第十八条 本組合ノ貯蓄金及積立金ハ、確実
ヲ期スル為メ郵便局へ預ケ入レラナス事。

第十九条 本組合ノ組長ハ組合内一切事務ヲ
処理シ、委員ハ其区域内ノ貯金ヲ毎月怠リ
ナク取纏メ、組長ヘ納付スベシ。又組長ハ
納付済ノ上、前十八条ノ定メニ依リ、成規
ノ通り預ケ入レノ手続ヲ執行スベキ事。

第二十条 組長及委員ハ小組合ヲ以テ之ヲ充テ
但シ組長委員ハ無報酬トス

第二十一条 組長ハ貯金通帳ヲ保管シ、尚未必
要ノ帳簿等ヲ整理シ出納ノ金員ヲ確記シ、
毎年総会ノ節ハ其顛末ヲ報告スル事。

第二十二条 非常災難其他、止ムヲ得ザル事情
ノ為メ貯金ノ払戻シヲ請求スル場合ハ、組
長ニ於テ事實ヲ調査シ、払戻シヲナスモノ
トス。

第二十三条 組合員ニシテ故ナク貯金納付ノ義
務ヲ怠リタルモノアルトキハ、本規約第五
条第一項ニ定メル貯金額ノ一倍ヲ違約者
処分トシテ課スモノトス。

第二十四条 本規約変更等ノ必要ヲ生ジタルト
キハ、総会決議ノ上、之ヲ訂正スル事。

今般茲ニ農業小組合規約及貯蓄金之方法
決定致シタル証トシテ、組合員署名捺印ス
ルモノ也。

明治三十六年十二月 日

鹿児島県熊毛郡上屋久村楠川壹番戸 農業小組合人 牧 市蔵

同 同 同 楠川三番戸 牧 元吉

同 同 同 楠川武番戸 牧 梅松

牧辰市 鎌田徳盛 牧
亀吉 牧松太郎 牧
太郎 望月藤内 大石

丈太 牧畠次郎 安藤
次三太 牧次右工門 鎌田小平

牧源右工門 鎌田小平
次 柴源五左工門 渡

辺次五右工門 牧孫八
柴徳太郎 長友友吉

川東末吉 渡辺新兵工
三角三之助 大石作左

工門 本田次郎兵衛
牧次郎左工門 渡辺新

市 長友助太郎 本田
右工門 牧新之丞 長
友作次郎 泊仲七 鎌

三助 牧善六 本田孫
田吉右工門 泊兵八

牧林助 牧善吉 鎌田
長吉 梶原七藏 斎藤

辰之助 長友平四郎

牧吉松 牧仲平 三角

伊藤次 渡仲作 藤原

矢太郎 川路佑 三角考左工

牧七太郎 三角助次郎 牧

新吉 三角助市 牧次
市助 牧弁太郎 三角

仲兵衛 牧新五左門
三角喜三 泊平吉 牧

吉次郎 牧早助 濱田
新之助 牧市五郎 牧

伊助 牧甚八 牧孫吉
三角恵吉 牧仲五郎

本田安吉 長友太郎八
三角恵助 泊金六 渡

辺新四郎 鞠利太郎
同善次郎 同為次郎

日高幸助 鞠比賀太郎
同善吉 日高長次郎

同新助 鞠十次郎 日
高平吉 日高平吉 日

高熊助 鞠五半次 田

原一郎 藤井甚吉 田

菊次郎 日高小太郎